



かどがね

57/6

編集・発行 門川町役場

印刷 工藤印刷



子どもは風の子、太陽の子

今月の主な行事

- 1日 血圧測定(9~11:00役場当直室)
 2日 乳児検診(13~14:00役場三階会議室) 3日まで
 S56年3月1日~57年1月31日出生の乳児
 3日 地婦協定例会(19:30~中公)
 社協主催第4回ゲートボール大会(9~町老人福祉館)
 6日 地婦協リーダー研修(8:30~中公)
 日赤奉仕団門川支部道路愛護
 8日 三才児検診(13~14:00中公) 9日まで
 S53年4月1日~S54年3月31日出生の者)
 9日 献血(10:30~15:00 場所未定)
 10日 新生活学級(19:30~中公)
 15日 三才児検診(13~14:00中公)
 S53年4月1日~S54年3月31日出生の者)
 中央高令者学級(9:30~中公)
 16日 西門川高令者学級(9:30~中公)
 18日 1才6ヶ月児検診(13:00~13:30中公)
 S55年11月12月出生
 20日 社会教育団体リーダー研修(8:30中公)
 門川町地域婦人部及び青年団道路愛護
 21日 老人医療費受給者更新(引替)事務 30日まで
 (各地区公民館)
 26日 町PTA指導者研(13:30~中公)
 28日 農業委員会(9~15:00役場三階会議室)
 29日 生ワク投与(13:30~14:00中公) 30日まで
 生後3ヶ月~18ヶ月

婦人スポーツ教室	(月)	9:30~中公	7 14 21 28
青年バレーボール教室	(火)	19:30~中公	1 8 15 22 29
母と子のスポーツ教室	(水)	9:30~中公	2 9 16 23 30
指導者養成教室	(水)	19:30~中公	2 9 16 23 30
草川スポーツ教室	(木)	19:30~草小	3 10 17 24
習字教室	(木)	19:30~中公	3 10 17 24

5月1日現在人口

世帯数	男	女	計
5,292	8,952	9,745	18,697
(5,270)	(8,946)	(9,743)	(18,689)

議会構成

昭和五十七年第一回門川町議会臨時会は
去る五月四日招集されました。

今回の臨時会は、先に行なわれ
ました町議会議員の任期満了に伴
う選挙によつて、新たに町民の信
託をうけ、当選されました議員の
初議会でありましたので、地方自
治法の規定によつて、議長・副議
長の選挙、議席の指定常任委員会
特別委員会委員の選任など議会の
構成が行なわれました。

先ず正副議長の選挙には、公職
選挙法が準用されまして単記無記
名により、投票の結果

議長 黒木義純氏
副議長 長友幸雄氏

次に各常任委員会、特別委員会
委員であります、議員はいずれ
かの常任委員会に所属しなければ
ならない事になつており、その選
任が行なわれ、次のとおり決定し
ました。

◎は委員長 ○は副委員長
(敬称略 順不同)
総務財政常任委員会
◎山口松夫 ○中田誠一
小川洋二 米良昭平
小野敏俊 黒木義純

文教厚生常任委員会

◎浜田晴義 ○児玉広士

奈須日出夫 黒木敬次

安田 新 長友幸雄

産業経済常任委員会

◎池田金五郎 ○黒田利治

浜口 惇 黒木杉夫

米沢八郎

土木建設常任委員会

◎土馬千勝 ○長友逸義

米良守弘 佐々木留夫

山本惣太郎

工場誘致公害対策特別委員会

◎米良守弘 ○黒木敬次

山口松夫 長友逸義

米良昭平 安田 新

小川洋二

広域行政調査特別委員会

◎奈須日出夫 ○黒木杉夫

中田誠一 児玉広士

池田金五郎 米沢八郎

長友幸雄

又、地方自治法第九十六條第
一項の規定により、議員のうちか
ら選任する監査委員には

佐々木留夫氏が、本議会の同意
を得て選任されました。

梅雨期の 交通事故防止推進始まる

春の全国交通安全運動は、4月6日(火)より
4月15日(木)までの10日間実施されました。
町内における交通事故の状況をみてみますと、発
生件数、負傷者とも減少し、死亡事故は○でした。



梅雨期特有のスリップ事故、視界不良による事故に十分注意して→

期間中、九州木産社交通安全全
体の会をはじめ、草川小学校PTA
門川小中学校PTA、西門川小中
学校PTA、門川農業高校交通安
全委員会、交通安全協会、交通安
全対策協議会、加草地区女性ドラ
イバー協議会外の皆さんから毎朝
の街頭指導に御協力いただきまし
た。
又、九日には婦人会の皆さん、
町交通指導員、各地区女性ドライ
バー協議会及び、警察の皆さん
の協力を得まして、町内六ヶ所
において交通検問を実施し、六百
台の車にシートベルト着用を呼び
かけ、チラシ、ベストドライバー
ステッカー、ガム、を運転者の皆
さんに配布し、大変よろこばれま
した。
このように町民各位が一丸とな
つて交通安全に取り組んでいただ
き、十分な成果を得て終了するこ
とができました。
町民の皆さんのご協力に対して
厚くお礼申し上げますとともに、
今後とも交通事故〇〇を旨とし
て、一人一人がク思いやり交通ク
の実践に心がけていただきますよ
うお願い致します。

梅雨期の交通事故 防止について

この期間は、梅雨期特有のスリッ
プによる追突事故、視界不良によ
る事故、路肩のゆるみによる転落
事故等の多発が懸念されますので
次の事項に十分留意して下さい。
①ドライバーの皆さんへ
ア 車の作業点検を忘れずに。
イ 安全な視界の確保。
ウ スピードは控え目に、車間
距離は二倍に。
エ 雨の日の夜間運転は特に慎
重な運転に心がけましょう
②歩行者の皆さんへ
ア 雨の日は遠くからでもよく
識別できる白か黄色の雨具
を使用しましょう。
イ 道路の横断は、安全を十分
に確かめてから。
③自転車乗りの皆さんへ
ア 右左折時には必ず手信号を
行ない、傘さし運転はやめ
ましょう。
シートベルトは
あなたを守る命綱
万一の事故の場合に、シートベ
ルトは、事故の被害を最少限に
く止めてくれます。又、正しい運
転姿勢となり、運転疲労も少なく
なります。窮屈という感じも習慣
になりますと安心感を与えてくれ
ます。運転者の皆さんシートベル
トの着用を習慣づけましょう。

身体障害者(児) 巡回相談

6月15日(火)

社会的更生の方途を指導し、援護
の万全を期するため、当町にて左
記のとおり実施されます。
ぜひ御利用下さい。
記
一、日時・場所
六月十五日(火曜日)
門川町立中央公民館
受付時間
午前九時三十分～十二時まで

身体障害者(児)に対し、巡回
して、医学的、心理学的、及び職
能的判定等を行ない、併せてその
更生に必要な総合的相談に応じて

二、実施機関
宮崎県身体障害者更生相談所
三、相談の対象者

無料人権(身の上) 相談所開設

6月21日(月)

(相談地域:小松・小園・城屋敷・五十鈴)

人権がおかされたり、困
りごと、心配ごとの相談は
六月二十一日(月曜日)の
午前十時から午後三時まで
特設相談所を城屋敷公民館
において開設いたしますの
でとどしとお下さい。



(人権相談)

※秘密のもれる心配はありません。
※法務局、人権擁護委員はあなた
の味方です。
相談内容
金銭貸借 売買 相続 登記関
係 借地借家 小作関係 その
他民事 婚姻及び離婚 養子関
係 扶養関係 戸籍関係 その
他家事問題 交通事故問題 そ
の他心配ごと
相談を担当する人
人権擁護委員 請関杉芳
法務局職員 柴田重喜
柳田安弘
今回の相談地域は
小松、小園、城屋敷、五十鈴地
区です。今後毎月一回巡回人権相
談を実施いたしますが、日時場所
につきましては別途お知らせしま
す。

交通事故 巡回相談

のお知らせ

6月25日(金)

(一) 日時
昭和五十七年六月二十五日(金)
午前十時から午後三時まで
(二) ところ
役場一階 町民室
(三) 派遣相談員
日高泰男相談員
※交通事故にあわれた方で、いろ
いろな問題で困っている方の為に
適切なアドバイスをさせていただきます
ための相談員です。是非、この機
会をご利用下さい。又、この機会
を利用できない方は、次の所で相
談を受けていただけますので、ご利用下
さい。
△場所
宮崎県延岡総合庁舎一階
宮崎県交通事故相談所延岡支所
TEL (〇九六) 〇九一四
相談日時
・月曜日・金曜日
午前八時三十分～午後五時
土曜日
午後八時半～午後〇時三十分

交通事故のご相談は お気軽にどうぞ 無料でご相談に応じております

午前9時半～午後4時半(平日)
土曜日は正午まで
◎専門の相談員が親身になってご相談に応じます。
◎弁護士相談日: 第3木曜日午後1時～4時

社団法人日本損害保険協会
宮崎自動車保険請求相談センター

宮崎市広島2-5-10 朝日生命ビル3階
宮崎調査事務所内
☎0985-28-1199(直通) 0985-24-7921
(国鉄宮崎駅前200米、二丁目バス停南側)
電話のご相談もお受けします

老人医療費受給者証の更新(引替)方法が変りました。



(健康づくりは日頃から)

今まで民生(児童)委員さんの御協力により、対象老人の自宅へ受給者証をお届けしていましたが諸般の事情により今年度から次のように所定の日時、場所でする老人医療費受給者証を更新(引替)することになりました。

現在交付しています受給者証(青色)は、六月三十日で有効期間が満了となります。加入している医療保険やその保険証に変更のあった人、居住地を変更された人等で届出の済んでいない人は、印かん、健康保険証を持参の上、役場住民課厚生係であらかじめ、更新(引替)の前に届出をされますようお願い致します。

また、実際に居住している所が

加入している医療保険やその

保険証に変更のあった人、居住

日程	地区	時間	場所
6月 21日 (月)	松ヶ瀬	9:30~10:00	松瀬農村集落センター
	三ヶ瀬	10:30~11:30	三ヶ瀬集会所
	上井原	12:30~13:30	西門川地区公民館
	大小内	14:00~15:00	大内原公民館
22日 (火)	小園	9:00~10:00	小園
	城屋敷	10:30~11:30	城屋敷
	千田ノ木	13:00~14:00	千田ノ木
	古川	14:30~16:00	古川
23日 (水)	中山	9:00~10:00	中山
	竹名	10:30~11:30	竹名
	東栄町	13:00~14:00	東栄町
	西栄町	14:30~15:30	西栄町
24日 (木)	旭尾	9:00~10:00	尾末東公民館
	中尾	10:30~11:30	中尾
	下納屋	13:00~14:00	下納屋
	上納屋	14:30~15:30	上納屋
25日 (金)	中加草	9:00~10:00	中村
	庵川	10:30~12:00	加草
	庵川	13:00~14:00	庵川西
	牧谷	14:30~15:30	庵川東
26日 (土)	平城	9:00~10:00	平城西集会所
	平城	10:30~11:30	平城東
28日 (月)	本上	9:00~12:00	役場住民課

切れ七月一日から使用できなくなります。所定のところで必ず更新(引替)を受けて下さい。

なお、本人が都合で所定の日時に来れない場合は代理の方に必要なものを持たされて頼まれても結構です。

注意事項

一、現在、受給者証をお持ちの人

二、次の人には、老人医療費受給者証をお渡しできません。
(一)老人福祉法第一〇条第二項に規定してある者の所得が政令で定める額以上である場合。
(二)昭和五十六年度中、所得制限だった人で昭和五十七年度交付申請の手続きの済んでいない人。
(三)本人が社会保険の被保険者又は

生活保護受給者等で保険に加入していない人。
本人又は本人の配偶者、扶養義務者が税の未申告者である場合以上、このあたりのある人はあらかじめ住民課厚生係にお問い合わせ下さい。
三、更新(引替)当日は次のものを持参して下さい。
(一)健康保険証(国民健康保険証、社会保険証等)
(二)印かん
(三)昭和五十六年度老人医療費受給者証(現在使用中のもの)

タダでない老人医療費

老人医療費受給者証をお持ちの人が診療される場合、本人負担はありますが、これは、診療を受けた七割ないし八割の医療費を皆様が加入しておられる健康保険が負担し残分を国、県、町が負担しているからです。

本人の負担がないからといって転々と他医療者さんを変えたり、必要以上の入院等、無駄な診療はみんなの保険負担等につながり、保険税等が高くなることとなります。門川町の昭和五十六年度の老人医

療費の支払額は、保険支払分を除いた分だけで、約一億七〇八万です。今一度、医療費の無駄使いはないか御確認いただき、医療費節約に御協力下さい。
・老人ホーム松寿園、特別養護老人ホーム五十鈴荘、各病院に居住地のある者は6月30日までに居住地にて更新手続きをおこないます。
・上記日程で更新(引替)できない人につきましては、6月28日より役場住民課厚生係において更新(引替)をして下さい。

人権擁護委員制度を ご存知ですか？

六月一日は、人権擁護委員法が施行された日です

この日を中心としてみなさんとも一層の人権思想の啓発に励むことを申し合せております。
あなたの街には門川町長から推薦されて、法務大臣が委嘱した次の人権擁護委員がおります。

- ・門川町大字川内六八八七 柴田重喜 電話 四八二二
- ・門川町大字加草二二〇 請関杉芳 電話 二〇〇八
- ・門川町東栄三丁目二二三 佐藤ヤヨヒ 電話 二八〇九

相談は無料で、秘密は守られます。お気軽にご相談ください。

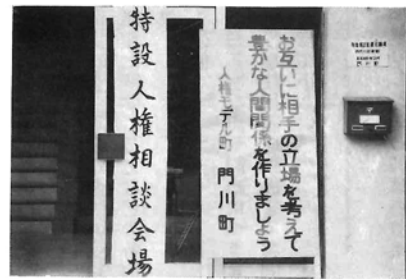
お互いに人権守って

門川町を『人権モデル地区』に指定 住みよい社会を築こう

本町は、昭和五十七年度(昭和五十七年四月一日から昭和五十八年三月三十一日まで)「人権モデル地区」に指定されましたが、この機会に人権擁護委員や法務局の協力のもとに左記のような活動計画を定め密度の高い人権思想の高揚啓発を推進することになりました。

私たちは、「人権」とか「人権擁護」というと何か大変難しいことのように考えますが、それは決して難しいことではなく、わかりやすくいえば結局お互いに人間が人間を大切にするということです。お互いが個人としての尊厳を認めあうこと、相手の立場や権利を認めあうこと、毎日の生活をより明るいものにしようとするのが「人間尊重」の考えなのです。

この考え方は職場、学校地域などに限らず家庭内でも互いに相手に



(人権を守って明るい社会を)

の立場を思いやって、いたわりあい、話し合って明るく暮らしていくのが新しい時代の家庭であります。お互いの家庭がよくなれば自然

児童手当受給者の皆さん、 6月は 現況届

を、提出する月です



ボクの体重は？(乳児検診より)

- ・児童手当を受けられる人
児童手当は、日本国内に住所を有する人がつぎの要件にあてはまっている時に支給されます。
①十八歳未満の児童を三人以上養育しており、そのうちの一人以上が義務教育終了前の児童であること。
②その人の前年の収入が、一定の額(例えば扶養親族等五人の場合、昭和五十六年の収入三百九十一万円)に満たないこと。
※現況届に必要な書類
・年金番号
・金融機関の口座番号
・児童が町外に転出している場合児童の住民票
・五十七年一月一日以後転入した受給者の場合、前住所地の五十六年分の所得証明
この届をしないと受給資格があっても、六月分以後の手当の支給は一時差し止めとなりますので必ず提出して下さい。
届出期間 六月一日～三十日
その他詳細につきましては、住民課厚生係までお問合せ下さい。

- ・特別人権相談所開設
毎月一回開催
一、講演座談会
一、人権意識調査(二回)
一、人権の花運動(学校)
一、人権に関する作文コンテスト
一、特別人権相談所開設
毎月一回開催
一、講演座談会
一、人権意識調査(二回)
一、人権の花運動(学校)
一、人権に関する作文コンテスト

派出所だより

君もなろう
警察官に...

男子一生の生きがいは、どの職業を選ぶかによつて決まるのではないでしょうか。

その条件は、

◇社会的貢献度が高く、やりがいのある男らしい職業

◇実力本位で、努力が真に実を結ぶ職業

◇将来性があり、生活が保障されている職業

ではないでしょうか。

警察は、若者の夢と希望を満たす職場です。あなたの若さと情熱、勇気と知性に大いに期待しています。

次のとおり警察官採用試験が行なわれますので、受験資格のある人は、ふるつて応募して下さい。願書の受付は、六月一日から六月十九日までです。詳しいことは日向警察署、門川派出所、西門川駐在所にお問いあわせ下さい。

◎ 受 験 資 格		
学 歴	A 区 分	(大学卒) 大学卒業者及び来春卒業見込みの者（短期大学は含まない）
	B 区 分	(その他) 大学（短期大学を除く）の卒業者（来春卒業見込みの者を含む）以外の者
年 令 ・ 性 別	A （大学卒）	昭和30年4月2日から昭和36年4月1日までに生まれた男子
	B （その他）	昭和30年4月2日から昭和40年4月1日までに生まれた男子
◎ 身 体 的 条 件		
身 長	おおむね 160センチメートル以上	
体 重	おおむね 47キログラム以上	
胸 囲	おおむね 78センチメートル以上	
視 力	両眼とも裸眼視力が0.6以上又は裸眼視力が0.1以上でかつ矯正視力が1.0以上あること	
色 覚	正常なもの（色盲などでないこと）	
聴 力	正常なもの	
そ の 他	警察官として職務遂行に支障のない身体的状態であること	
◎ 試 験		
第 一 次 試 験	教養試験及び論(作)文、身体、体力検査を行います	
第 二 次 試 験	面接試験、適性検査及び身体検査を行います	

捜査活動に
協力しよう

最近の犯罪傾向をみますと、金融機関対象強盗事件、覚せい剤中毒者による無差別殺人事件、コンピュータ利用犯罪等社会の変化を反映した新しい形態の犯罪が多発し、犯罪の手段方法等は、悪質、巧妙化が一段と進んでおり、今後の犯罪情勢には十分警戒が必要であります。一方、捜査活動も社会情勢の変化に伴つて、年々困難になつてきており、重要事件解決までの期間もますます長期化してきております。

犯罪捜査は、警察の力だけでできるものではなく、町民の皆さんの協力が不可欠です。

皆さんの情報により事件を解決した事例は数多くあります。

今後とも、次の点に十分配慮されどんな些細な情報であっても、犯罪について見たり、聞いたりして知つていくことについては積極的な通報をお願いします。

◎ 事件の発生を知つたら直ちに一一〇番通報を。
被害に遭つたら、早目に届出を。

◎ 犯罪について知つていくことは積極的な通報を。

警察では捜査活動に協力をいただいた方にはご迷惑をかけることのないように十分配慮しています。

捜査員が犯罪捜査のため聞き込み等でお伺いした際には積極的なご協力をお願いします。

「子供を水の」
事故から守りましょう



(水が「恋しく」なる季節)

水がこいしくなる六月、毎年この頃になると、子供の水の事故が目立つて増えます。

夏休みを含む六〇八月の三ヶ月間是一年のうちでも水による犠牲者が最も多い時期です。

ふだんから子供の遊び場所を知つておき、危険な場所には、子供たちだけで行かせないようにする

など、保護者の配慮が必要です。

子供を水の事故から守るため、とくに次のような点に注意しましょう。

☒家の近くに、ため池や用水堀などが、危険な状態のまま放置さ

れているときは、警察に連絡するか、所有者や管理者に伝えて、サクやフタなどをしてもらう。

☒とくに雨が降つた後などは、川や用水堀の水位が上がつており危険です。子供を近づけないように気をつける。

☒危険な水辺で遊んでいる子供を見かけたら声をかけ、安全な場所へ遊ばせるようにしましょう。

☒水辺にいるときは、子供たちから目をはなさないようにする。

以上の点に留意して、ふだんからよく言いきかせ、水の事故から尊い生命を守りましょう。

シリーズ

門川町青少年健全育成町民会議だより (21)

《弱い者いじめする子供》

は、どうしたらよいでしょうか

いったいどうしたら

よいの？

家の子供は、自分勝手なふるまいをしたり弱い者をいじめたりして、人に迷惑ばかりかけて困っています。

では今後の対処のしかたは

注意されると、文句ばかり言います。そのため、友人からは嫌われるし、成績は悪いといった具合です。この子は今後どうしたらよくなるのでしょうか。

原因はなに

この子供は愛情のうすい存在でしょうね。親兄弟、友人からあまり相手にされないため、自分勝手なふるまいが、激しくなつていったと思われま

自分の存在を示そうとして、目につく行動をするのでし

親の生活上の都合から、子供を無視して、小言をいつたり、感情的にどなつたりすると、子供の感情が内にこもつてきます。

子供との接し方は、親の一方的なしつけ、方法がとられるのではなく、子供の行為や行動を認めてやる

ことが、必要なのではないでしょうか。親の養育態度からくる問題は大きいと言

しかたは

一般的な傾向として、家族の間関係の問題がある場合が多いようです。家庭でやつかい視され、学校においても友人から信頼がな

この子を迎えることこそ大切です。家庭での欲求不満が学校や友人関係などで爆発し、そのため友人からいやがられ、ますます弱い者いじめをしていく場合も多くあります。家庭がしつかりしてくれば友人関係も好転し、自省心も顕著に表われるようになり、落着きも取りもどせるはず

この子の長所を認めてやり、はげまし、ほめていくように努めるなら、大きく子供は成長していくはず

また家庭では、先生と連絡をと

り、弱い者いじめをした事実があつたときは「その場その時に応じての指導」が必要です。そして、いろいろな生活場面でこの子を大いに認めてやり、家族の一員として自覚させ、心の落着きを与えるようにしたいものです。自信と希望を持たせ、心の安定が得られるよう、この子の味方に立つて、根強く指導していくことが大切と思われ

次回、是非の前兆を知るにはどうすればよいでしょうかを掲載します。



商業統計調査に

ご協力ください

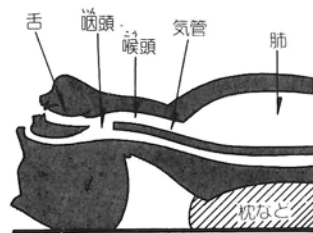
この調査は統計法に基づく指定統計調査として、昭和二十七年以来実施されており、全国の卸売業小売業及び飲食店を営んでいるすべての商店を調査する、いわば「商業の国勢調査」ともいわれ今回

は第十五回目にあたり六月一日現在で調査を行います。
この調査によつて全国の商店を業種別、規模別等に区分し商店の分布状況、販売活動など商業の実態を明らかにすることを目的として実施され、地域経済における商業の姿をみたり、商店街の診断、流通機構の近代化施策などの基礎資料として、調査の結果は国民生活の広い分野で活用されます。
調査にあたりましては、調査員

知っておきたい

応急手当で

- ① 意識がないとき
意識がなくなると、舌の根元がのどの奥へ落ち込み、空気の通り道がふさがつてしまします。あお向けに寝かせ、頭をそらせてのどを真っすくにしましょう。これを「気道確保」といいます。
- ② 呼吸のないとき
人工呼吸をします。この場合にまず「気道確保」を行います。
- ③ 呼吸も脈もないとき
人工呼吸と心臓マッサージを同時に行います。
- ④ 出血が多いとき
傷口をガーゼやハンカチで強く押さえます。
それでも出血が止まらない



気道確保の正しい方法

ときは、傷口と心臓の間で脈の感じる箇所を指や「止血帯」などで圧迫します。
一時間以上止血しておくことは危険なので、早めに医師の診断を受けましょう。

このほか、知っておきたい応急手当としては、骨折ややけどなどの手当てがあります。

奉仕作業



去る5月18日町内天理教の皆さん二〇〇名の方々が、乙島清掃に汗を流してくれました。

文化協会だより

門川短歌会

作品

- ・ふり来るは雨か小雪か暮れなずむ出島の宿にやうやく着きぬ 桜井喜美子
- ・わが町にただ一軒のパチンコ店漁の休みは客が混み合ふ 松本 政夫
- ・ラジオ放送の農事番組に土地ごとの言葉遣ひのいたくゆかしき 請関 千枝
- ・裏山に鳴く鶯の声きこえ寒紅梅は今盛りなり 新田カオル
- ・家古りて五十年忌の法要を済ましし吾も六十越えぬ 松崎うめ子
- ・椅子の位置手でたしかめて腰おろす作りし眼鏡未だ馴れずに 赤沢 千年
- ・なにげなくがみし吾の袖ふれて折れにしアヤメつぎ合はしみる 竹中シオリ
- ・湯とおしのつわを静かに剃きている妻と居り明日は母の命日 金丸 松夫
- ・やうやくに貨車点検をなし終へて差しゆく車票に夕西映ゆ 佐藤 寛



(田植え準備)

- ・待ちまちし紅き蕾の石楠花の淡く色かえ太く咲きたり 浜本シヅ子
- ・風除けに植えし馬酔木の咲き垂れて山田の小屋にゆるくさゆらぐ 川並重太郎
- ・卒業する四名の名前よみ上ぐる見らへの幸せひたに願ひて 佐藤 圭子
- ・旅より帰り服ぬぐ部室の置時計静かに音す雨もようの日暮れ 松本 武雄
- ・わが夫が染めてくれしと癌を病む従姉妹は云ひつつ髪をかきあぐ 工藤 蓉子
- ・白眉とて馬良に似しとはしやげども白き睫毛に對い黙しぬ 佐藤 芳雄
- ・信号の変るを待つ間いんぎんに募金の箱を老嫗差し出す 甲斐 公子

宮崎県勤労者持家住宅 建設資金の活用を

この融資制度は、勤労者が自ら居住するための持家取得を手助するため、昭和49年から発足したもので、昭和57年度の融資条件等は、次のとおりです。

融資条件

- (1) 融資限度額 新築 300万円
- (2) 融資期間 15年以内
- (3) 融資利率 年6.7パーセント
- (4) 償還方法 原則として元利均等月賦払い

融資対象者

住宅金融公庫融資・年金福祉事業団融資住宅又は国家公務員共済組合法・地方公務員等共済組合法に基づく融資のうちいずれかの融資を受けて住宅を新築（新築住宅の購入を含む。以下同じ。）される方で、次の各号の全てに該当する方を対象としております。なお、宮崎県地域特別分譲住宅を購入される方は、持家資金は利用できません。

- (1) 県内に居住する勤労者であって同居家族を有し、自己所有の住宅を有していない者。
- (2) 世帯年収が概ね600万円以下の者。
- (3) 新築する住宅の総面積が110㎡（老人又は身体障害者同居の場合は135㎡）以下の者。
- (4) 最終償還時の年齢が70歳未満の者。ただし、承継償還をする者がある場合はこの限りではありません。

取扱金融機関

宮崎銀行、宮崎相互銀行、高千穂相互銀行、宮崎県労働金庫

融資申込みの受付期間

昭和57年5月1日から昭和58年3月30日までになっております。ただし、融資予定額（5億円）に達したときは昭和58年3月30日前であっても締め切ります。

※ 詳細についての問合せ先

県労政課（電話番号 0985-24-1111 内線 2225）
県商工労政事務所及び最寄りの取扱金融機関



住宅建築中

“ガール・スカウト”

隊員募集”

小学生、中学生、高校生の皆さん！たくさんの友達をつくりましょう。お友達が入会を待っていますよ。それにすべきな行事も皆様をお待ちしています。

「お父様！お母様！」一人一人の少女の自己開発と、スカウト精神の実践により培われる人情味にあふれた人格形成を願って、今年も頑張っていこうと、役員一同ファイトを燃やしています。

どうぞガールスカウトへお子様をおあずけください。入会希望者は左記へご連絡ください。

野地ミツエ (小園)

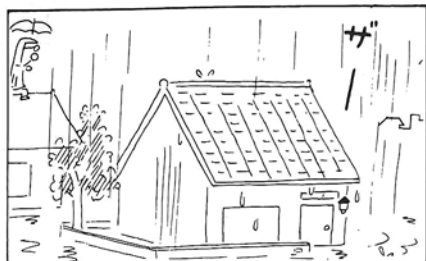
電話 三一一七五〇

河野マサ子 (西柴町)

電話 三一一〇九六

さわやか君

西村 宗



冷房時の

室内温度は28度に



冷房時の室内温度は、おむね28度となるよう室温を調整しましょう。

冷えすぎると、体によくないばかりでなく電気のコスト使用になります。

消費電力一、〇〇〇Wのクーラーの使用時間を一日一時間短縮すると夏場(七〜九月)、一世帯当たり約87kwの節約になります。

また、フィルターに、ほこりが詰まると空気の循環が悪くなり効率が低下します。一〜二週間ごとにフィルターの掃除をしましょう

九州電力向日営業所

ごめい福を祈る

死亡者氏名	年令	住所
黒木 文治	76	小園
松沢 美好	80	小園
長友 モノ	75	本町
三浦 光織	62	本町
中田 ムメ	91	加草二区
松林 五一郎	69	加草三区
黒木 惣三郎	77	庵川東
村岡 レイ	85	庵川東
平田 政喜	76	平城東 松寿園

香典返しお礼

庵川東	故黒木惣三郎殿
南町一区	故平田 政喜殿
小園	故黒木 文治殿

加草二区	故中田 ムメ殿
庵川西	故村岡 レイ殿
加草二区	故永田 一殿
小園	故松沢 美好殿
下納屋	故黒木清次郎殿
南ヶ丘	故細川 栄造殿
三ヶ瀬	故本田 オヒ殿
東柴町	故佐々木智晃殿

右の方々には、不幸にして、ご逝去なされ、喪主の方より香典返しとして、金一封を社会福祉事業に、ご寄贈いただきました。

ここに厚くお礼申し上げますと共に、故人のご冥福を心からお祈り申し上げます。

一金五万円也	黒木 寛一殿
一金五万円也	平田 安常殿
一金五万円也	黒木タツエ殿
一金五万円也	中田マサ子殿
一金五万円也	村岡 常孝殿
一金五万円也	永田タツ子殿
一金五万円也	松沢ツキノ殿
一金五万円也	黒木 元秋殿
一金五万円也	細川スミ子殿
一金五万円也	本田 米蔵殿
一金五万円也	三谷 光良殿

締切日(五月十七日迄分)

社会福祉法人

門川町社会福祉協議会